

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING & WOOD
MALLESONS**
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongjiesanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

最高人民法院による「知的財産侵害事件審理 における懲罰的損害賠償の適用」の司法解釈に関する速報

金杜法律事務所 特許部
馬立榮、郭煜、王娟娟

2021年3月3日、最高人民法院による、「知的財産侵害事件審理における懲罰的損害賠償の適用」に関する司法解釈（以下、「解釈」と省略）が公開、施行された。同「解釈」は七条からなり、懲罰的損害賠償の適用範囲、請求の内容およびタイミング、主観的要件である「故意」および客観的要件である「情状深刻」についての認定、損害賠償計算の基礎と倍数の確定を規定した（条文は以下のリンク先参照）。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-288861.html>。

ご周知の通り、中国の知的財産分野においては、2013年に改正された商標法及び2015年に改正された種子法での懲罰的損害賠償の導入に続いて、2019年に改正された不正競争防止法、2020年に改正された専利法、著作権法といった知的財産権部門法にも懲罰的損害賠償条項が増やされた。また、2020年に公布された民法典に知的財産権侵害の懲罰的損害賠償制度を導入することにより、懲罰的損害賠償は知的財産全分野まで広がった。

各部門法は、懲罰的損害賠償適用についての表現の差異があったりして、同「解釈」は、これらの差異を考慮しながら、懲罰的な損害賠償の適用基準の統一化を図っている。

最高人民法院は、同「解釈」について記者インタビューを行い、その要点を以下の通り示す。

1. 「故意」と「悪意」の適用条件については、区別せず、同じように解釈する

懲罰的損害賠償の適用に関する主観的条件は、部門法によって、「故意」（民法、専利法、著作権法、種子法）であったり、「悪意」（商標法、不正競争防止法）であったりして、異なっている。最高人民法院によると、実務において、「故意」と「悪意」についての区別が困難なため、「解釈」の第一条において、二つの文言は同じ意味であると明確化した。

2. 侵害の情状が深刻である要件についての認定基準

侵害の情状が深刻であることは、懲罰的損害賠償を適用する客観的な要件である。すでに発生した典型的事件に基づいて、情状が深刻である例、①侵害によって行政処罰もしくは裁判で責任を負った後に、また同一もしくは類似の侵害行為を起こす場合、②知的財産権の侵害を業とする場合、③侵害証拠の偽造、損壊、隠匿をする場合、④保全の裁定を履行しない場合、⑤

侵害による獲得利益もしくは侵害による被害額が巨大である場合、⑥侵害行為が国家の安全、公共利益もしくは人身に損害を与える場合、⑦その他の情状が深刻である場合、を第四条に列挙した。

3. 懲罰的損害賠償の計算基礎の明確化

知的財産分野の部門法によって、計算の優先順位を規定したり（特許法、著作権法）、しなかったり（商標法、不正競争防止法、種子法）するケースがある。また、損害賠償に合理的な支出が含まれているか否かの規定も異なっている。したがって、「解釈」の第五条には、「法律に別に規定がある場合、その規定にしたがう」とした。すなわち、各案件はそれぞれの部門法の規定が適用されることになる。

同「解釈」は、懲罰的損害賠償の適用条件等を明確化することにより、その濫用を防ぐようにしている。情報筋によると、最高人民法院はこれから知的財産権の懲罰的損害賠償の典型事例を公開し、「解釈」の各条文の正確な適用を指導する。

同「解釈」の運用開始にしたがって、懲罰的損害賠償の適用基準がより明確化すると予想され、中国の知的財産保護の一層の強化が期待される。

（注：以上の内容は最高人民法院が公開した内容に基づいてまとめたものである）

以上

2021年3月8日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP 訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者 130 数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士 40 数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底及びリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士馬立栄

住所：東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビル 21 階 〒100-0005

電話番号：+813-5218-6711(代表)

ファックス番号：+813-5218-6712

Eメール：malirong@cn.kwm.com